

議案第 4 1 号

広尾地区水路改良工事請負変更契約について

広尾地区水路改良工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 月 1 5 日提出

市川市長 大 久 保 博

記

- 1 工 事 名 広尾地区水路改良工事
- 2 工 事 場 所 市川市広尾 1 丁目 1 2 ～ 1 7 番地先
- 3 請負代金額 2 9 0 , 7 6 7 , 0 5 0 円
- 4 契約相手方 市川市新井 3 丁目 1 3 番 1 7 号
工営建設株式会社
代表取締役 渡部 智光
- 5 工 事 概 要
 - ・ ボックスカルバート布設工 延長 = 3 6 0 m
(幅 1 . 5 m × 高 1 . 5 m ほか)
 - ・ 付帯工 一式

理 由

既定予算に基づく広尾地区水路改良工事について、請負者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者市川市と請負者工営建設株式会社とは、平成20年12月5日付で締結した広尾地区水路改良工事請負契約（以下「原契約」という。）について、原契約約款第19条の定めるところにより協議した結果、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（工事内容の変更）

第1条 原契約で定める工事内容を別添工事設計書のとおり変更する。

（請負代金の増額）

第2条 前条で定める工事内容の変更に伴い、原契約第4項に定める請負代金額「¥262,500,000 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥12,500,000」を
¥28,267,050 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥1,346,050増額し
「¥290,767,050 うち取引に係る消費税及び地方消費税¥13,846,050」に改める。

（継続費に係る契約の特則の変更）

第3条 原契約約款第39条第1項請負代金の支払に係る予算年割額

「平成21年度 162,500,000円」を28,267,050円増額し、

「平成21年度 190,767,050円」に、

第2項出来高予定額

「平成21年度 232,500,000円」を28,267,050円増額し、

「平成21年度 260,767,050円」に改める。

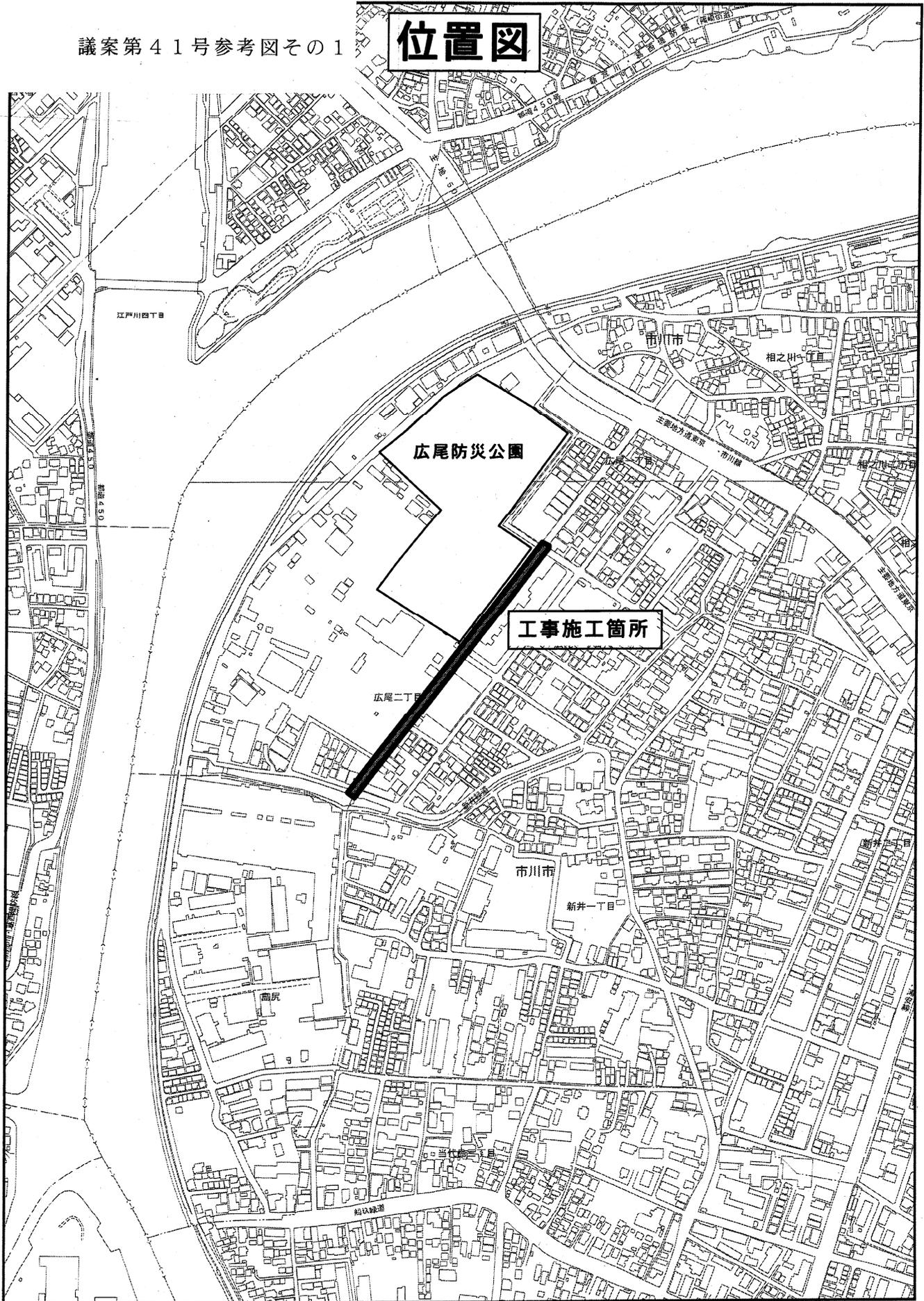
この契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

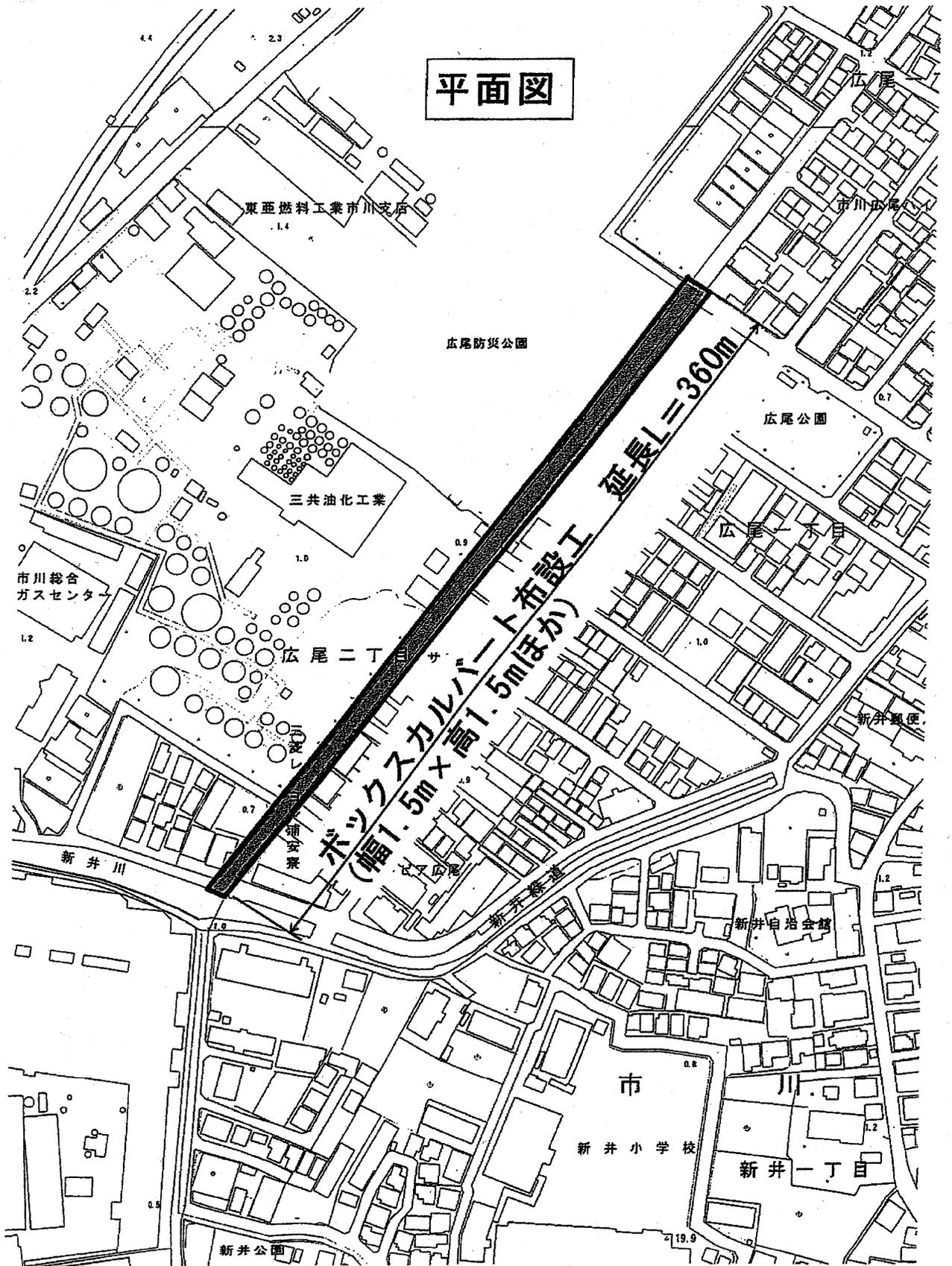
平成21年12月16日

住所 市川市八幡1丁目1番1号
発注者 市川市
氏名 代表者 市長 千葉 光行 印

住所 市川市新井3丁目13番17号
請負者 工営建設株式会社
氏名 代表取締役 渡部 智光 印

位置図



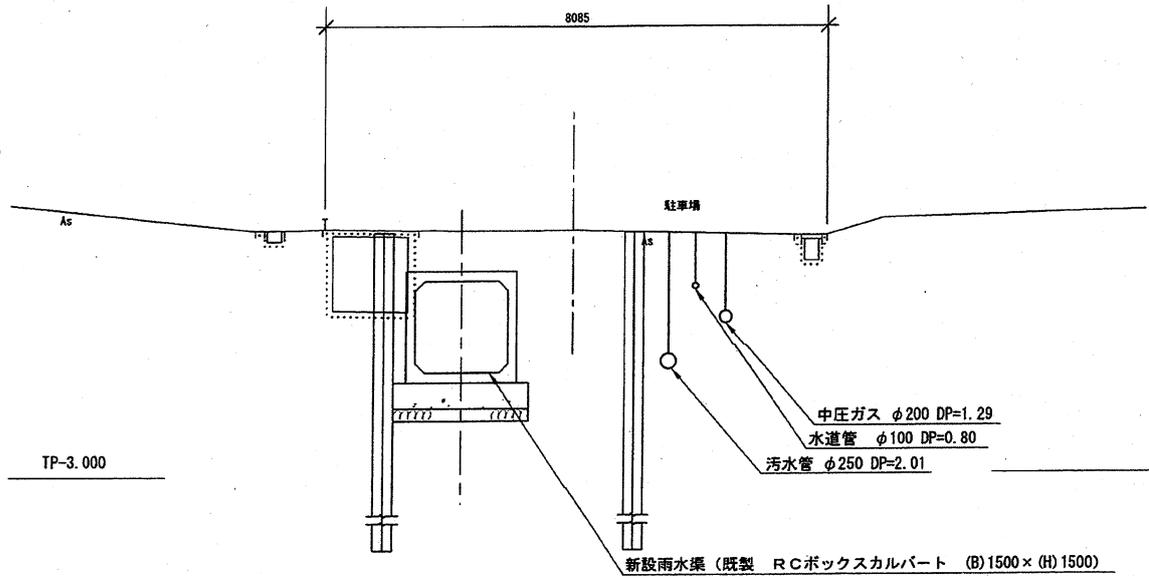


不明管（旧水道管）撤去
変更標準断面図

当初設計

NO. 1

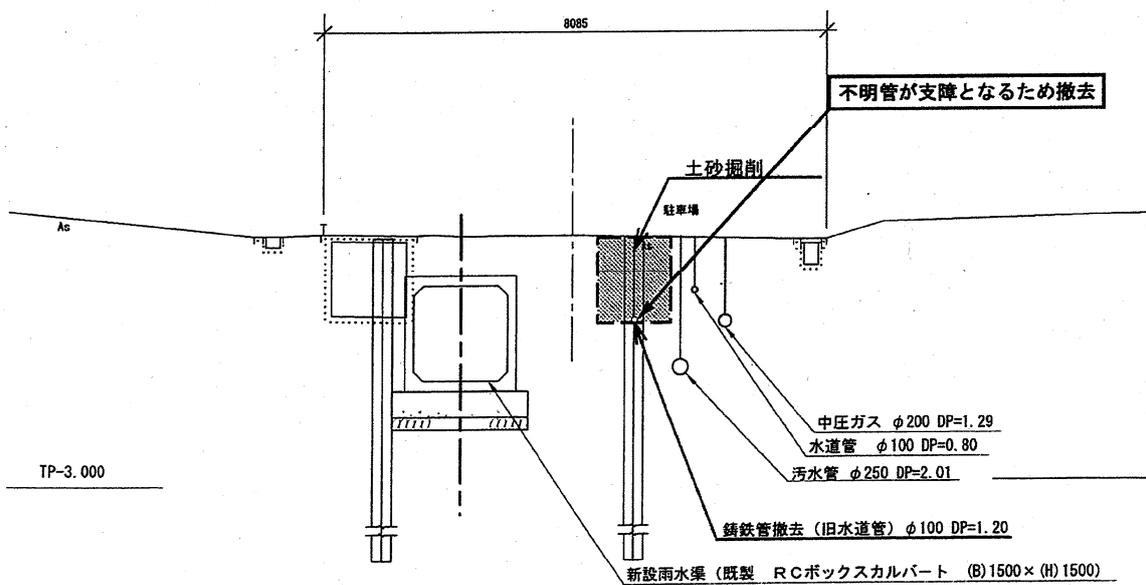
□1500×1500



設計変更

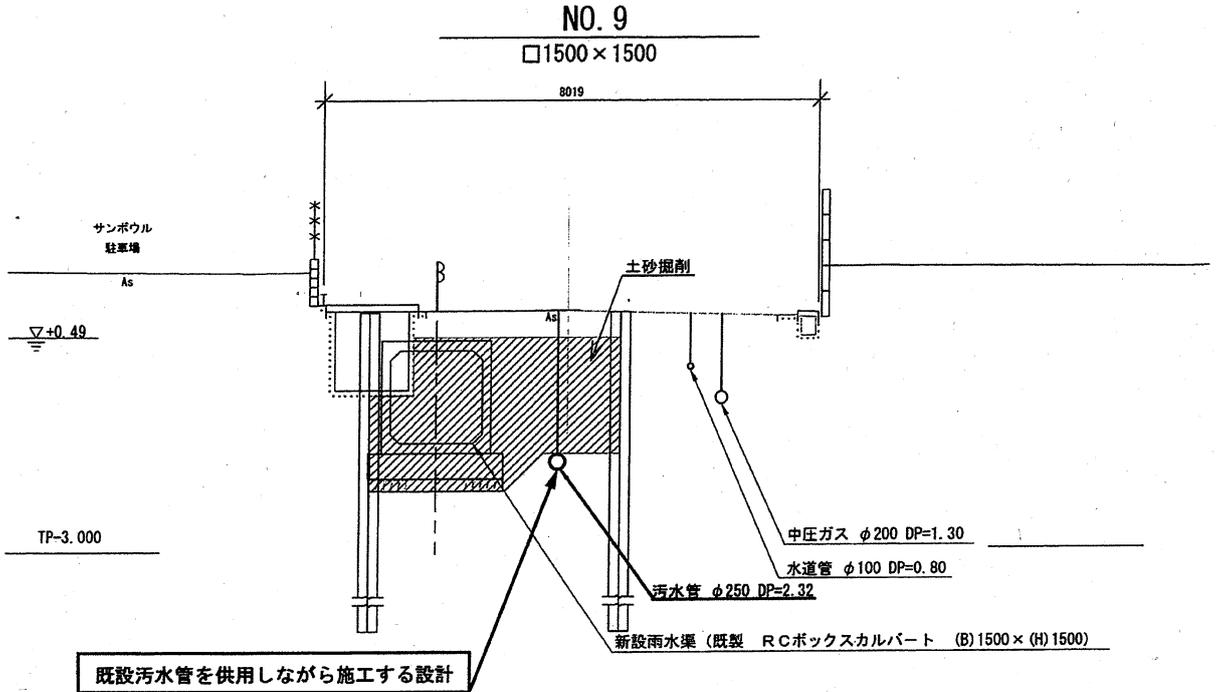
NO. 1

□1500×1500



泥土改良・処分、軽量鋼矢板圧入・引抜
変更標準断面図

当初設計



設計変更

